

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公表番号】特表2017-502891(P2017-502891A)

【公表日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-004

【出願番号】特願2016-539101(P2016-539101)

【国際特許分類】

B 6 6 F 9/06 (2006.01)

B 6 6 F 11/04 (2006.01)

B 6 6 F 7/28 (2006.01)

【F I】

B 6 6 F 9/06 N

B 6 6 F 11/04

B 6 6 F 7/28 L

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月29日(2018.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一人以上の人を昇降させるための移動型昇降装置において、

a) 第1最下部側壁および側方向に前記第1最下部側壁から水平離隔された対向する第2最下部側壁を有する最下部タワーセクションであって、前記第1最下部側壁は第1側方向内面および前記側方向に概略直交し、水平の長さ方向に第1壁長さを有し、前記第2最下部側壁は最下部内側の幅だけ前記第1内面から側方向に離隔された第2側方向内面および前記長さ方向に第2壁長さを有するものである、前記最下部タワーセクション；

b) 前記最下部タワーセクションに結合され、前記最下部タワーセクションに対して垂直に並進移動可能であり、前記第1最下部側壁と前記第2最下部側壁の間に挟まれる大きさの最上部キャリッジを含む、最上部タワーセクション；

c) 前記最上部キャリッジに結合され、前記最上部キャリッジとともに垂直に並進移動可能であり、第1表面部分を有する概略水平作業面を含む作業プラットホームであって、前記第1表面部分は、前記最上部キャリッジ上に位置し、前記第1表面部分上に立っている少なくとも一人の人を収容するための大きさを有し、前記第1壁長さより小さい前記長さ方向への第1表面部分長さおよび前記最下部内側幅より小さい前記側方向への第1表面部分幅を有するものである、前記作業プラットホーム；および

d) 前記最下部タワーセクションに対して前記最上部タワーセクションを昇降させるよう^に作動可能な昇降組立体；
を備え、

前記最上部タワーセクションは、前記最上部キャリッジと前記第1表面部分が前記第1および第2最下部壁の間で側方向に配置される下降位置に並進移動可能であり、

前記最下部タワーセクションは最下部前面および前記最下部前面から長さ方向に離隔された最下部後方面を含み、前記第1および第2最下部側壁は前記最下部前面と前記最下部後方面的間で長さ方向に延長され、前記最下部前面の下側の部分は前記第1および第2最下部側壁の間で側方向に延長される最下部前方壁を含み、前記最下部前面の上

側部分は開放され、前記最上部タワーセクションが前記下降位置にある場合、前記作業プラットホームは、前記最下部前方壁の上に突出して、前記最下部前方面の上側部分を通じて長さ方向に延長される、移動型昇降装置。

【請求項 2】

前記作業面は前記第1表面部分から外側に長さ方向に延長される第2表面部分を含み、前記最上部タワーセクションが前記下降位置にある場合、前記第2表面部分が第1および第2最下部側壁の外側に長さ方向に延長される、請求項1に記載の移動型昇降装置。

【請求項 3】

前記最上部タワーセクションは、前記最上部キャリッジから延長される第1最上部側壁および前記第1最上部側壁から側方向に離隔された対向する第2最上部側壁を含み、前記第1表面部分は前記第1および第2最上部側壁の間に側方向に配置された、請求項1に記載の移動型昇降装置。

【請求項 4】

前記第1および第2最下部側壁は、前記最下部タワーセクションの内部の境界を少なくとも部分的になし、前記最上部タワーセクションが前記下降位置にある場合、前記最上部タワーセクションが前記最下部タワーセクションの内部で少なくとも実質的に装着される、請求項3に記載の移動型昇降装置。

【請求項 5】

前記昇降装置は前記側方向への全体装置幅を含み、前記第1最下部側壁は第1側方向外面を有し、前記第2最下部側壁は前記全体装置幅と実質的に同じタワー外側幅だけ前記第1側方向外面から側方向に離隔された第2側方向外面を有し、

前記昇降装置は標準出入口を通過するための大きさを有する、請求項1に記載の移動型昇降装置。

【請求項 6】

前記タワーが少なくとも部分的に延長される場合、前記最下部前方カバーに前記前方面的上側部分が概略ない第1積載位置から前記最下部前方カバーが前記最下部前方面的上側部分を概略カバーする第1配置位置に移動可能であり、かつ前記最下部タワーセクションに移動可能に結合された、最下部前方カバーを更に含む、請求項1に記載の移動型昇降装置。

【請求項 7】

前記最下部前方カバーは、前記最下部タワーセクションに対して前記最上部タワーセクションを上昇させることによって、前記最下部前方カバーが前記第1配置位置に向かって移動するよう前記最上部タワーセクションに結合されている、請求項6に記載の移動型昇降装置。

【請求項 8】

前記最下部前方カバーは第1前方カバーパネルと第2前方カバーパネルを含み、前記第1および第2前方カバーパネルそれぞれは、前記パネルが前記最下部前方壁と水平方向にオフセットされた状態で概略重畠されて第1積載位置に対応する各前方パネル下降位置と前記第1および第2前方カバーパネルが垂直に変位されて前記第1配置位置に対応する各前方パネル上昇位置の間に、前記第1および第2最下部側壁に対して垂直に並進移動可能である、請求項7に記載の移動型昇降装置。

【請求項 9】

前記第1および第2最下部側壁は側壁厚さをそれぞれ有し、前記最下部前方壁は前記側壁厚さの少なくとも約2倍の前方壁厚さを有する、請求項1に記載の移動型昇降装置。

【請求項 10】

前記最下部後方面的下側の部分は前記第1および第2最下部側壁の間で側方向に延長される最下部後方壁を含み、前記最下部後方面的上側部分は開放され、前記最上部タワーセクションが前記下降位置にある場合、前記作業プラットホームは前記最下部後方壁の上で突出し、前記最下部後方面的上側部分を通じて長さ方向に延長される、請求項11に記載の移動型昇降装置。

【請求項 1 1】

前記最下部タワーセクションに移動可能に結合された最下部後方カバーを更に含み、前記最下部後方カバーは、前記最下部後方カバーに前記最下部後方面の上側部分が概略ない第2積載位置から前記最下部後方カバーが前記最下部後方面の上側部分を概略カバーする第2配置位置に移動可能である、請求項10に記載の移動型昇降装置。

【請求項 1 2】

前記最下部後方カバーは、前記最下部タワーセクションに対して前記最上部タワーセクションを上昇させることによって前記最下部後方カバーが前記第2配置位置に向かって移動するように前記最上部タワーセクションと共に移動可能である、請求項11に記載の移動型昇降装置。

【請求項 1 3】

前記最下部後方カバーは第1後方カバーパネルと第2後方カバーパネルを含み、前記第1および第2後方カバーパネルそれぞれは、前記後方パネルが前記最下部後方壁と水平方向にオフセットされた状態で概略重畠されて前記第2積載位置に対応する各後方パネル下降位置と前記第1および第2後方カバーパネルが垂直に変位されて前記第2配置位置に対応する各後方パネル上昇位置の間に、前記第1および第2最下部側壁に対して垂直に並進移動可能である、請求項11に記載の移動型昇降装置。

【請求項 1 4】

前記最下部タワーセクションと最上部タワーセクションの間に配置された少なくとも一つの中間タワーセクションをさらに含み、各中間タワーセクションは、前記第1および第2最下部側壁の間に側方向に挟まれる大きさを有して前記最下部タワーセクションに対して垂直に並進移動可能であり、

各中間タワーセクションは、各中間セクション第1側壁および前記各中間セクション第1側壁から側方向に離隔された対抗する各中間セクション第2側壁を含み、

前記最上部タワーセクションは、前記少なくとも一つの中間タワーセクションのうち最上側中間タワーセクションに結合されて前記最上側中間タワーセクションに対して垂直に並進移動可能である、請求項1に記載の移動型昇降装置。

【請求項 1 5】

前記第1および第2最下部側壁は各上側エッジを含み、前記最上部タワーセクションが前記下降位置にある場合、前記第1表面部分は前記上側エッジより低い昇降位置に配置される、請求項1に記載の移動型昇降装置。